

第V章 分析と考察

北陸系土器（第I群2類g土器）について

本遺跡の調査で出土した土器は、縄文時代前期末葉から中期初頭を主体に、おおむね円筒下層d₁式から円筒上層a₁式に比定されるものが主体を占めるが、これらとは施文文様、施文方法が大きく異なり、いわゆる円筒土器の範疇には含まれない土器も出土している。ここでは本遺跡出土土器分類でI群2類gとした土器について取り上げる。

I群2類g土器は、3点の破片が出土している。ただし本項では、文様の施文手法について検討するため、摩滅が激しい第81図5は、取り上げないこととし、第81図4及び第81図6を用いることとする。

第81図4は、AD-111第II層出土の口縁部片である。平縁で、恐らくは胴部から屈曲し外反するものと思われる。器厚は、5～10mmで口唇部が最も薄く徐々に厚くなる。色調は、外面が灰黄褐色、内面が橙色ないしは明赤褐色、胎土が灰黄褐色である。胎土には纖維は認められず、砂粒が含まれている。口唇部は、幅5mm、平坦で口唇上面には棒状工具の押圧による刻目が連続して施されている。

口縁部の施文は、半隆起線文、結節状浮線文、細い（ソーメン状）隆線の貼付、隆帶の貼付の4手法を用いて構成されており、口唇部の刻目も含め、破片上に施された個々の文様は、12に分解することができる。また、上下の文様要素には切り合いが認められ、個々の施される順序が観察できる。第107図に、破片上の文様の要素及び確認できる施文の順序を示す。

口唇部の刻目を1とし、以下破片上部から順に1から12まで番号で表した場合、施文の順序として確認できたものは、以下A～Dまでの4パターンである。

- A. 3→4→2→1
- B. 3→4→5→6→7→8
- C. 9→10→8
- D. 9→10→11→12

施文の順序を見ると、数の小さいものから大きいものへ、つまり口縁部上部から下部に向かう順序で概ね施文されているが、所々、順序の逆転が認められる。

Aに見られるように、口縁部上部では、半隆起線文と細い（ソーメン状）隆線を貼付し、格子目文を作りだした後、その上部に結節状浮線文を施しており、格子目文とその上部の結節状浮線文の施文順が逆転している。また、Cに見られるように、口縁部下部では、隆帶を貼付し、その外面に細い（ソーメン状）隆線を貼付した後、隆帶の上部に結節状浮線文を施しており、隆帶及びその外面の施文と、隆帶上部の結節状浮線文の施文順が逆転している。

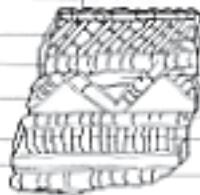
これらは、先行して施される格子目文及び隆帶を主とし、その後に施される横位の結節状浮線文、半隆起線文を従とした結果ではないかと考えられる。

主従の組み合わせで1単位を構成するものと仮定すると、口縁部文様は、口縁部上部の格子目文を主体とするもの、口縁部下部の隆帶を主体とするもの、それらに挟まる鋸歯状を呈する結節状浮線文を主体とするものと、3グループ、上中下の3段に別れる。以下はその詳細である。

第1に口縁部の上段には、半截竹管の内面を器面にあて、それを引くことによる半隆起線文が、右下

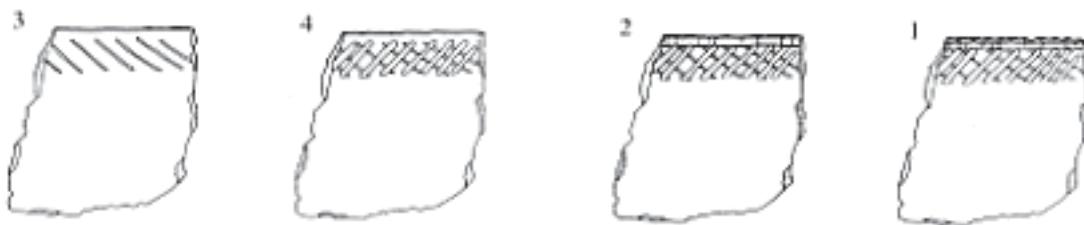
文様の要素

1. 口唇刻目
 3. 右下り半隆起線文
 5. 横位結節状浮線文
 7. 鉗衛状結節状浮線文
 9. 横位隆帶
 11. 横位半隆起線文
 2. 横位結節状浮線文
 4. 左下りの細い隆線貼付
 6. 横位半隆起線文
 8. 横位結節状浮線文
 10. 縦位の細い隆線貼付
 12. 横位結節状浮線文

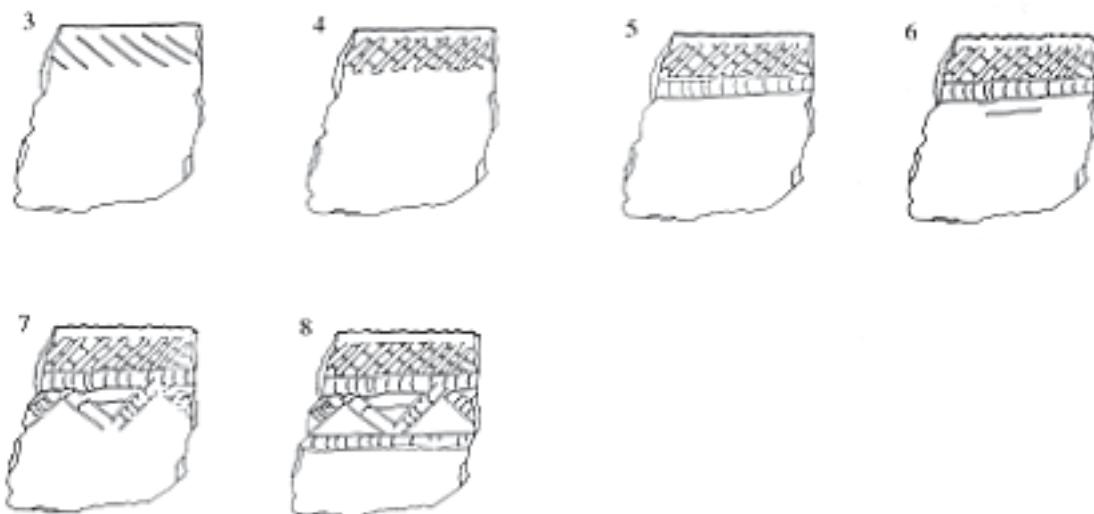


施文の順序

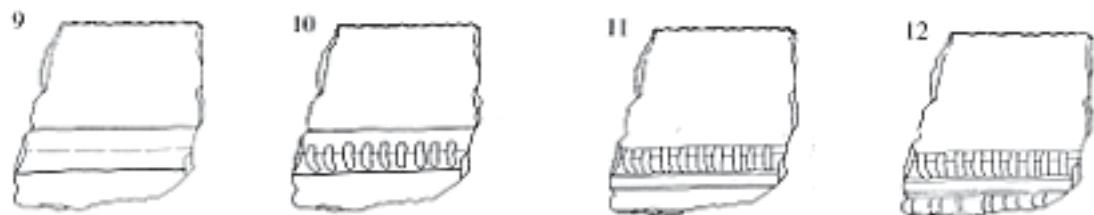
A. 3 → 4 → 2 → 1



B. 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8



D. 9 → 10 → 11 → 12



第107図 文様の要素及び施文の順序

がりに連続して施され、その上から左下がりに平均幅2mmの細い（ソーメン状）隆線を貼付し、斜格子目文を上下幅10mmにわたり構成しており、その後、斜格子目文の上下には1条ずつ、半截竹管の押し引きによる結節状浮線文が横位に施されている。斜格子目文上の結節状浮線文は口唇部の刻目押圧により若干潰れている。

第2に口縁部の中段には、前述した斜格子目文下部の結節状浮線文直下に横位に1条、あるいは横位に部分的に半隆起線文を施した後、上下幅10mmにわたり無文面上に結節状浮線文を左から右に鋸歯状に施している。そのため最初に施した横位の半隆起線文は、結果として鋸歯状のV字部分の上部にのみ残存している。また、鋸歯状の結節状浮線文は、上段斜格子目文下部の結節状浮線文を切っている。

第3に口縁部の下段には、太めの隆帶を1条、横位に貼付し、隆帶外面には、斜格子目文を構成していたものと同様の、細い（ソーメン状）隆線を連続して縦位に貼付している。隆帶上の隆線貼付後、隆帶の上部に、横位の結節状浮線文を1条、下部に横位の半隆起線文を1条施している。隆帶上部の横位の結節状浮線文は、中段の鋸歯状の結節状浮線文の下部を切っており、また、隆帶下部の横位半隆起線文下には、1条、横位の結節状浮線文が施されているが、これは半隆起線文施工後に施されている。

以上、口縁部の施工について上、中、下の3段に分けて施工の順序を見た場合、中段は上段をきっており、下段は中段を切っているため、各段は、上から順番に単位ごとに施工されている事が解る。半隆起線文、結節状浮線文は各段で施されているが、各段単位ごとの施工が終了するまで次の単位には移っていないと思われる。

なお、口唇部の刻目押圧は、少なくとも斜格子目文を主体とする上段施工後に施されるが、最終的にどの段階で施されるかは不明である。また、隆帶を中心とする下段の文様施工後に、破片最下部に横位に1条、結節状浮線文が施されており、或いは4段目以下の口縁部施工が続くのかも知れないが、口縁部が出土破片の下部にさらに続くのか、直下に胴部が続くのかの判断はできなかった。

次に、第81図6は、AE-113第III層出土の胴部破片である。LR斜縄文地上に半截竹管内面の押し引きによる結節状浮線文が1条直線で、2条平行の弧状に施されている。また、結節回転文が直線の結節状浮線文の脇及び破片端部に認められた。外内面の色調及び胎土混入の砂粒等、2に酷似し、本遺跡出土土器には上記2、3の他に結節状浮線文を施すものが存在しないことを考え合わせると、同一個体と思われた。

なお、2及び4の出土地点は、調査区C区の北側斜面であり、別項で前述した遺物集中ブロック範囲内である。同ブロック範囲内からは、数片の例外はあるが、縄文時代前期末葉から中期初頭にかけての時期の土器が出土し、2から4についても、断定はできないが、おおむねこの時期のものと予想される。

口縁部破片及び胴部破片における、施工をまとめると以下の通りである。

- ・口唇部における棒状工具押圧による連續した刻み目
- ・口縁部における右下りに密に施された半隆起線文と左下がりの細い粘土紐貼付による斜格子目文
- ・口縁部における横位、鋸歯状の結節状浮線文
- ・口縁部における隆帶の貼付及び隆帶上部の細い隆線貼付
- ・胴部における斜縄文地上の直線及び弧状の結節状浮線文

以上の各種文様を合わせ持つ土器は、本遺跡周辺では、一般的に見られるものではなく、他地域からの搬入品か、あるいは、他地域から何らかの影響をうけて制作されたものと推測される。

本遺跡出土土器片に見られる、結節状浮線文や半隆起線文、細い粘土紐貼付等の手法は、いわゆる北

陸系とされる土器に見られる手法であるが、北陸において、本遺跡の主体を占める縄文時代前期末から中期初頭の時期、またその前後の時期とされるものには、福浦上層式（註1）、真脇式（註2）、朝日下層式（註3）、新保式（註4）などが挙げられ、それらと比較した場合、特に本遺跡出土土器片の上段に構成される、右下りに密に施された半隆起線文と、左下がりの細い粘土紐貼付により構成される斜格子目文は、中でも北陸地方の縄文時代前期末葉とされる、朝日下層式に特有の手法であると思われる。

朝日下層式は、富山県氷見市の朝日貝塚を標識遺跡とし、石川県能都町の真脇遺跡においても良好な資料が出土している。

本遺跡出土土器片に見られる、口唇部の刻目や鋸歯状の結節状浮線文等他の施文についても、それぞれ真脇式や新保式等、前後の形式にまたがるものはあるが、おむね朝日下層式においても単位文として個々の施文は存在しており、施文文様の類似という観点から見た場合、本遺跡出土土器片が最も類似するものと思われた。

ただし、本遺跡出土土器片と朝日下層式土器は、施文文様という観点からは以上のように類似点も存在するが、いくつかの差異も見られ、以下の3点が主にあげられる。

1. 地文の有無
2. 外内面の色調及び、器厚の差異
3. 施文される細い（ソーメン状）隆線の差異

1 地文の有無

朝日下層式は、縄文地上に極細の粘土紐を貼り付けることを特徴とし、口縁部文様の多くは地文に縄文が施されている。一方、本遺跡出土破片においては、中段の鋸歯状を呈する結節状浮線文は無文面上に施されている。

2 外内面の色調及び、器厚の差異

本遺跡出土土器片の色調については前述のとおりであるが、朝日貝塚及び真脇遺跡出土の朝日下層式土器は、全体として灰白色を呈し、色調が異なる。本遺跡出土土器片の色調は、むしろ在地の土器である円筒土器に類似する。また、朝日下層式土器の器厚は本遺跡出土土器片と比較した場合明らかに薄く、器厚が異なる。

3 施文される細い（ソーメン状）隆線の差異

朝日下層式に施される極細のソーメン状隆線は、本遺跡出土土器片と比較した場合、より細く、貼付施文されたものは外面が丸みを帯びている。本遺跡出土土器片の細い（ソーメン状）隆線は観察すると偏平につぶれており、稚拙な印象を受ける。

以上の類似点、差異点を合わせ考慮した場合に、本遺跡出土土器片については、特に色調が異なるようと思われることから、北陸からの搬入品とは考えづらく、製作地は、本遺跡における在地の土器と同様ではないかと推測される。ただし、施文手法、施文文様が類似することから、何らかの形で朝日下層式土器についての情報が本遺跡もしくはその周辺に伝播した結果が表れたものと考えることはできると思われる。

（小野貴之）

註1 小島 俊彰 1986 「第5群土器 福浦上層式期」『石川県能都町 真脇遺跡』能都町教育委員会・真脇遺跡発掘調査団

註2 小島 俊彰 1986 「第6群土器 真脇式期」『石川県能都町 真脇遺跡』能都町教育委員会・真脇遺跡発

掘調査団

註3 小島 俊彰 1986 「第7群土器朝日下層式期」『石川県能都町 真脇遺跡』能都町教育委員会・真脇遺跡発掘調査団

註4 加藤三千雄 1986 「第8群土器 新保式期」『石川県能都町 真脇遺跡』能都町教育委員会・真脇遺跡発掘調査団